平成23年　№31

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

制定理由

理科教員高度支援センターを常置のセンターとして本学に置くため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年９月14日　教育研究評議会　審議・承認

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年９月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

平成23年規程第23号

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

東京学芸大学教授会規程（平成16年規程40号）及び東京学芸大学紀要出版規程（昭和41年規程第２号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学センター長協議会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成23年９月15日

国立大学法人東京学芸大学長

村　松　泰　子

東京学芸大学センター長協議会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学センター長協議会要項（平成20年12月24日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センターを常置のセンターとして本学に置くため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　教授会は，当該学系（教育実践創成講座及びセンターは，総合教育科学系に含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系に含む。）に所属する教授，准教授，講師及び助教で組織する。 ２　前項の規定にかかわらず，大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は，研究科に関する事項の議決に加わることができない。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成23年10月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　教授会は，当該学系（教育実践創成講座及び施設・センターは，総合教育科学系に含む。）に所属する教授，准教授，講師及び助教で組織する。 ２　前項の規定にかかわらず，大学院教育学研究科（この項において「研究科」という。）の担当でない者は，研究科に関する事項の議決に加わることができない。 〔省略〕

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センターを常置のセンターとして本学に置くため，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （発行） 第２条　紀要は，各学系（センターは，総合教育科学系に含む。ただし，理科教員高度支援センターについては，自然科学系に含む。以下同じ。）において，自主的に発行するものとする。 〔省略〕 附　則 この規程は，平成23年10月１日から施行する。	〔省略〕 （発行） 第２条　紀要は，各学系（施設・センターは，総合教育科学系に含む。以下同じ。）において，自主的に発行するものとする。 〔省略〕

東京学芸大学センター長協議会要項の一部改正について

改正理由：理科教員高度支援センターを常置のセンターとして本学に置くため，所要の改正をおこなうものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　協議会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究・附属学校等担当） (2) 環境教育研究センター長 (3) 教育実践研究支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 国際教育センター長 (6) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (7) 保健管理センター所長 (8) 情報処理センター長 (9) 理科教員高度支援センター長 (10) 学生相談センター長 (11) 学生キャリア支援センター長 〔省略〕 附　則 この要項は，平成23年10月１日から施行する。	〔省略〕 （組織） 第４条　協議会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長（研究・附属学校等担当） (2) 環境教育研究センター長 (3) 教育実践研究支援センター長 (4) 留学生センター長 (5) 国際教育センター長 (6) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (7) 保健管理センター所長 (8) 情報処理センター長 (9) 学生相談センター長 (10) 学生キャリア支援センター長 〔省略〕